

デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症疑い例の検査の流れ

神戸市では蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成 27 年 4 月 28 日付厚労省告示第 260 号）に基づき健康科学研究所にて行政検査を実施しております。

デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症の検査は医療機関におきまして他疾患の可能性を検討いただいた上で、症例定義に合わせ一定の要件を満たした場合に実施しております。

医療機関の皆様におかれましては趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

※ 検査要件は感染症の発生状況を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

疑い例の検査につきましては神戸市保健所へご連絡ください。

<医療機関>

デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症様の症状を呈する患者を診察

<医療機関>

他疾患の可能性について検討

【参考・デング熱の鑑別疾患】麻しん・風しん・インフルエンザ・レプトスピラ症・伝染性紅斑（成人例）・伝染性単核球症・急性H I V感染症・リケッチアなど（厚労省「デング熱・チクングニア熱診療ガイドライン」より抜粋）

<医療機関>

デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症を疑う場合は神戸市保健所へ相談

<神戸市保健所>

検査要件に該当する場合、行政検査の実施決定

【デング熱・チクングニア熱の検査要件】

必須所見 突然の発熱（38℃以上） 随伴所見（2つ以上） ①皮疹 ②悪心・嘔吐
③頭痛・骨関節痛・筋肉痛 ④血小板減少 ⑤白血球減少 ⑥点状出血

【ジカウイルス感染症の検査要件】流行地域への渡航歴の確認は必須

必須所見 発疹または発熱（38.5℃） 随伴所見（1つ以上） ①関節痛 ②関節炎 ③結膜炎

※ 流行地への渡航歴の確認は必須であるが、国内発生を疑う場合はこの限りではない。

<医療機関>

患者検体を確保

<健康科学研究所>

行政検査を実施

<神戸市保健所>

検査結果を医療機関へ報告

<医療機関>

陽性的場合、神戸市保健所保健課へ発生届の提出